

明 建 安 第 1 8 4 号  
平成 29 年(2017 年)10 月 3 日

関係指定確認検査機関 代表者 様

明石市長 泉 房 穂  
(公印省略)

建設予定地に関する調査依頼書の添付書類等について (依頼)

平素は本市の建築行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。  
さて、本市に送付頂いております調査依頼書を可能な限り早期に回答するため、添付書類等について 下記のとおり ご協力をお願いいたします。

記

1 調査依頼書の添付書類について

調査依頼書には現在、付近見取図、配置図 (排水経路含む)、敷地断面図 (配置図兼用可)、返信用封筒 (切手等の貼付要) を添付頂いておりますが、次の書類等についても併せて添付して下さい。

(1) 全ての場合

・用途地域図

本市ホームページより印刷もの又は都市計画規制情報図の写し(都市総務課窓口にて1枚200円で印刷可。)

本市ホームページより次の手順で用途地域図をご確認頂けます。

[トップページ](#)>[各課・室別案内](#)>[都市局都市整備室都市総務課](#)>[都市計画情報の検索](#)

(2) 宅地造成工事規制区域内の場合

・宅造許可の要否の判断に必要なもの

例) 造成計画平面図、断面図 (切土、盛土高さが分かるもの。敷地断面図と兼用可)

※事前相談済みであればその旨を明記することで添付は不要とします。

(3) 敷地面積が 500 m<sup>2</sup>以上の場合

・開発許可の要否の判断に必要なもの

例) ・公図

・土地登記簿謄本

・過去に建築物の敷地であったかどうか確認できる図書 (建築計画概要書等)

・造成部分の求積図

・造成計画平面図、断面図

(切土、盛土高さが分かるもの。敷地断面図と兼用可)

※事前相談済みであればその旨を明記することで添付は不要とします。

2 共同住宅、長屋、寄宿舎の戸数等の記載について

共同住宅の戸数若しくは長屋の戸数 10 戸以上又は寄宿舎の個室数 10 室以上の場合、明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例第 14 条に基づく届出等が必要なため、配置図等に戸数（個室数）を記載して下さい。

3 建築基準法第 42 条第 2 項道路の記載方法について

2 項道路の記載方法について、道路境界線を 1 本線のみで記載する等、どこで境界を判断したか不明確な場合があります。

つきましては、トラブルを防止するため、配置図に側溝、縁石、門扉や塀などを図中に記載するとともに、敷地断面図に道路部分を含めて下さい。（対側も含めて下さい。）

また、後退方法が分かるように現況幅員、道路中心線、後退後の道路境界線及び幅員を記載するほか、現況で 4 m 以上の幅員のあるものに対しては後退済かどうかを記入して下さい。

4 建築計画概要書について

(1) 用紙について

これまで厚紙による提出を依頼していましたが、今後は厚紙以外の提出も可能とします。

(2) 第 3 面の記載について

建築基準法第 43 条ただし書き許可を受けた場合の第 3 面の配置図は、建築基準法上の道路までの経路が分かるよう記載して下さい。

また、建築計画概要書は、本市の窓口において閲覧に供するため、記載の文字は全て見やすい大きさによる表示を改めてお願いします。

なお、図面が様式に収まらない場合は、A 4 若しくは A 3 サイズの別紙による提出も可能とします。

(お問い合わせ先・調査依頼書全般)

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5-1

明石市役所 都市局 住宅・建築室 建築安全課 建築審査係  
担 当：西尾、山本

TEL/FAX：(078)-918-5046 / (078)-918-5109

E-MAIL：kenchiku@city.akashi.lg.jp

(お問い合わせ先・宅造許可及び開発許可)

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5-1

明石市役所 都市局 住宅・建築室 開発審査課  
担 当：平間、竹中

TEL/FAX：(078)-918-5087 / (078)-918-5109

E-MAIL：kaihatus@city.akashi.lg.jp